

平成十六年政令第三百七十九号

不動産登記令

内閣は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十八条、第二十二條、第二十五條第十三号、第二十六條及び第七十條第三項（これらの規定を同法第十六條第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第百二十一条第一項の規定に基づき、不動産登記法施行令（昭和三十五年政令第二百二十八号）の全部を改正する。この政令を制定する。

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 申請情報及び添付情報（第三条―第九條）

第三章 電子情報処理組織を使用する方法による登記申請の手続（第十条―第十四條）

第四章 書面を提出する方法による登記申請の手続（第十五条―第十九條）

第五章 雜則（第二十条―第二十七條）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この政令は、不動産登記法（以下「法」という。）の規定による不動産についての登記に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 添付情報 登記の申請をする場合において、法第二十二條本文若しくは第六十一條の規定、次章の規定又はその他の法令の規定によりその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとしてされている情報をいう。

二 土地所在図 一筆の土地の所在を明らかにする図面であつて、法務省令で定めるところにより作成されるものをいう。

三 地積測量図 一筆の土地の地積に関する測量の結果を明らかにする図面であつて、法務省令で定めるところにより作成されるものをいう。

四 地役権図面 地役権設定の範囲が承役地の一部である場合における当該地役権設定の範囲を明らかにする図面であつて、法務省令で定めるところにより作成されるものをいう。

五 建物図面 一つの建物の位置を明らかにする図面であつて、法務省令で定めるところにより作成されるものをいう。

六 各階平面図 一つの建物の各階ごとの平面の形状を明らかにする図面であつて、法務省令で定めるところにより作成されるものをいう。

七 嘱託情報 法第十六條第一項に規定する登記の嘱託において、同条第二項において準用する法第十八條の規定により嘱託者が登記所に提供しなければならない情報をいう。

八 順位事項 法第五十九條第八号の規定により権利の順位を明らかにするために必要な事項として法務省令で定めるものをいう。

第二章 申請情報及び添付情報（申請情報）

第三条 登記の申請をする場合に登記所に提供しなければならない法第十八條の申請情報の内容は、次に掲げる事項とする。

一 申請人の氏名又は名称及び住所  
二 申請人が法人であるときは、その代表者の氏名

三 代理人によつて登記を申請するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名  
四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わつて登記を申請するときは、申請人が代位者である旨、当該他人の氏名又は名称及び住所並びに代位原因

五 登記の目的  
六 登記原因及びその日付（所有権の保存の登記を申請する場合にあつては、法第七十四條第二項の規定により敷地権付き区分建物について申請するときに限る。）

七 土地の表示に関する登記又は土地についての権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる事項  
イ 土地の所在する市、区、郡、町、村及び字  
ロ 地番（土地の表題登記を申請する場合、法第七十四條第一項第二号又は第三号に掲げる者が表題登記がない土地について所有権の保存の登記を申請する場合及び表題登記がない土地について所有権の処分を制限する登記を嘱託する場合を除く。）

八 地目

二 地積 建物の表示に関する登記又は建物についての権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる事項  
イ 建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物である建物にあつては、当該建物が属する一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）  
ロ 家屋番号（建物の表題登記（合体による登記等における合体後の建物についての表題登記を含む。）を申請する場合、法第七十四條第一項第二号又は第三号に掲げる者が表題登記がない建物について所有権の保存の登記を申請する場合及び表題登記がない建物について所有権の処分の制限の登記を嘱託する場合を除く。）

ハ 建物の種類、構造及び床面積  
ニ 建物の名称があるときは、その名称  
ホ 附属建物があるときは、その所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物である附属建物にあつては、当該附属建物がある一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）  
ヘ 建物又は附属建物が区分建物であるときは、当該建物又は附属建物が属する一棟の建物の構造及び床面積（トに掲げる事項を申請情報の内容とする場合（ロに規定する場合を除く。）を除く。）

ト 建物又は附属建物が区分建物である場合であつて、当該建物又は附属建物が属する一棟の建物の名称があるときは、その名称  
九 表題登記又は権利の保存、設定若しくは移転の登記（根質権、根抵当権及び信託の登記を除く。）を申請する場合において、表題部所有者又は登記名義人となる者が二人以上であるときは、当該表題部所有者又は登記名義人となる者ごとの持分

十 法第三十條の規定により表示に関する登記を申請するときは、申請人が表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人である旨  
十一 権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる事項  
イ 申請人が登記権利者又は登記義務者（登記権利者及び登記義務者がいない場合にあつては、登記名義人）でないとき（第四号並びにロ及びハの場合を除く。）は、登記権利者、登記義務者又は登記名義人の氏名又は名称及び住所  
ロ 法第六十二條の規定により登記を申請するときは、申請人が登記権利者、登記義務者又は登記名義人の相続人その他の一般承継人である旨  
ハ ロの場合において、登記名義人となる登記権利者の相続人その他の一般承継人が申請するときは、登記権利者の氏名又は名称及び一般承継の時における住所  
ニ 登記の目的である権利の消滅に関する定め又は共有物分割禁止の定めがあるときは、その定め  
ホ 権利の一部を移転する登記を申請するときは、移転する権利の一部  
ヘ 敷地権付き区分建物についての所有権、一般の先取特権、質権又は抵当権に関する登記（法第七十三條第三項ただし書に規定する登記を除く。）を申請するときは、次に掲げる事項

(1) 敷地権の目的となる土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番、地目及び地積  
(2) 敷地権の種類及び割合  
ト 所有権の保存若しくは移転の登記を申請するときは又は所有権の登記がない不動産について所有権の処分の制限の登記を嘱託するときは、次に掲げる事項

(1) 所有権の登記名義人となる者が法人であるときは、法第七十三條の二第一項第一号に規定する特定の法人を識別するために必要な事項として法務省令で定めるもの（別表において「法人識別事項」という。）  
(2) 所有権の登記名義人となる者が国内に住所を有しないときは、法第七十三條の二第一項第二号に規定する国内における連絡先に関する事項として法務省令で定めるもの（別表において「国内連絡先事項」という。）

十二 申請人が法第二十二條に規定する申請をする場合において、同条ただし書の規定により登記識別情報を提供することができないと

ては、登記名義人）でないとき（第四号並びにロ及びハの場合を除く。）は、登記権利者、登記義務者又は登記名義人の氏名又は名称及び住所  
ロ 法第六十二條の規定により登記を申請するときは、申請人が登記権利者、登記義務者又は登記名義人の相続人その他の一般承継人である旨  
ハ ロの場合において、登記名義人となる登記権利者の相続人その他の一般承継人が申請するときは、登記権利者の氏名又は名称及び一般承継の時における住所  
ニ 登記の目的である権利の消滅に関する定め又は共有物分割禁止の定めがあるときは、その定め  
ホ 権利の一部を移転する登記を申請するときは、移転する権利の一部  
ヘ 敷地権付き区分建物についての所有権、一般の先取特権、質権又は抵当権に関する登記（法第七十三條第三項ただし書に規定する登記を除く。）を申請するときは、次に掲げる事項

きは、当該登記識別情報を提供することができない理由

十三 前各号に掲げるもののほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の申請情報欄に掲げる事項

(申請情報の作成及び提供)

第四条 申請情報は、登記の目的及び登記原因に応じ、一の不動産ごとに作成して提供しなければならない。ただし、同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産について申請する登記の目的並びに登記原因及びその日付が同一であるときその他法務省令で定めるときは、この限りでない。

(一の申請情報による登記の申請)

第五条 合体による登記等の申請は、一の申請情報によつてしなければならない。この場合において、法第四十九条第一項後段の規定により併せて所有権の登記の申請をするときは、これと当該合体による登記等の申請とは、一の申請情報によつてしなければならない。

2 信託の登記の申請と当該信託に係る権利の保存、設定、移転又は変更の登記の申請とは、一の申請情報によつてしなければならない。

3 法第一百四十一条の規定による信託の登記の抹消の申請と信託財産に属する不動産に関する権利の移転の登記若しくは変更の登記又は当該権利の登記の抹消の申請とは、一の申請情報によつてしなければならない。

4 法第一百四十二条の規定による信託の登記の抹消及び信託の申請と権利の変更の登記の申請とは、一の申請情報によつてしなければならない。

(申請情報の一部の省略)

第六条 次の各号に掲げる規定にかかわらず、法務省令で定めるところにより、不動産を識別するために必要な事項として法第二十七条第四号の法務省令で定めるもの(次項において「不動産識別事項」という。)を申請情報の内容としたときは、当該各号に定める事項を申請情報の内容とすることを要しない。

一 第三条第七号 同号に掲げる事項

二 第三条第八号 同号に掲げる事項

三 第三条第十一号(一) 敷地権の目的となる土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番、地目及び地積

2 第三条第十三号の規定にかかわらず、法務省令で定めるところにより、不動産識別事項を申請情報の内容としたときは、次に掲げる事項を申請情報の内容とすることを要しない。

一 別表の十三の項申請情報欄に掲げる当該所有権の登記がある建物の家屋番号

二 別表の十三の項申請情報欄(一)に掲げる当該合体前の建物の家屋番号

三 別表の十八の項申請情報欄に掲げる当該区分所有者が所有する建物の家屋番号

四 別表の十九の項申請情報欄に掲げる当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号

五 別表の三十五の項申請情報欄又は同表の三十六の項申請情報欄に掲げる当該要役地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該要役地の地番、地目及び地積

六 別表の四十二の項申請情報欄イ、同表の四十六の項申請情報欄イ、同表の四十九の項申請情報欄イ、同表の五十の項申請情報欄ロ、同表の五十五の項申請情報欄イ、同表の五十八の項申請情報欄イ又は同表の五十九の項申請情報欄ロに掲げる他の登記所の管轄区域内にある不動産についての第三条第七号及び第八号に掲げる事項

七 別表の四十二の項申請情報欄ロ(一)、同表の四十六の項申請情報欄ハ(一)、同表の四十七の項申請情報欄ホ(一)、同表の四十九の項申請情報欄ハ(一)若しくはハ(二)、同表の五十五の項申請情報欄ハ(一)、同表の五十六の項申請情報欄ニ(一)又は同表の五十八の項申請情報欄ハ(一)若しくはハ(二)に掲げる当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番

八 別表の四十二の項申請情報欄ロ(二)、同表の四十六の項申請情報欄ハ(二)、同表の四十七の項申請情報欄ホ(二)、同表の四十九の項申請情報欄ハ(二)若しくはハ(三)、同表の五十五の項申請情報欄ハ(二)、同表の五十六の項申請情報欄ニ(二)又は同表の五十八の項申請情報欄ハ(二)若しくはハ(三)に掲げる当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号

(添付情報)

第七条 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一 申請人が法人であるとき(法務省令で定める場合を除く)は、次に掲げる情報

イ 会社法人等番号(商業登記法(昭和三十

八年法律第二百五号)第七条(他の法令

において準用する場合を含む。)に規定する会社法人等番号をいう。以下このイにおいて同じ。)を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号

ロ イに規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の代表者の資格を証する情報

二 代理人によつて登記を申請するとき(法務省令で定める場合を除く)は、当該代理人の権限を証する情報

三 民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わつて登記を申請するときは、代位原因を証する情報

四 法第三十条の規定により表示に関する登記を申請するときは、相続その他の一般承継があつたことを証する市町村長(特別区の区長を含むもの)とし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第十六条第二項及び第十七条第一項を除き、以下同じ。登記官その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報)

五 権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる情報

イ 法第六十二条の規定により登記を申請するときは、相続その他の一般承継があつたことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報)

ロ 登記原因を証する情報。ただし、次の(一)又は(二)に掲げる場合にあっては当該(一)又は(二)に定めるものに限るものとし、別表の登記欄に掲げる登記を申請する場合(次の(一)又は(二)に掲げる場合を除く)にあっては同表の添付情報欄に規定するところによる。

(1) 法第六十三条第一項に規定する確定判決による登記を申請するとき 執行力の

ある確定判決の判決書の正本(執行力のある確定判決と同一の効力を有するもの

の正本を含む。以下同じ。)

(2) 法第八十条に規定する仮登記を命ずる処分があり、法第七十一条の規定に

よる仮登記を申請するとき 当該仮登記を命ずる処分の決定書の正本

ハ 登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報

前各号に掲げるもののほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の添付情報欄に掲げる情報

前項第一号及び第二号の規定は、不動産に関する国の機関の所管に属する権利について命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員が登記の嘱託をする場合には、適用しない。

次に掲げる場合には、第一項第五号ロの規定にかかわらず、登記原因を証する情報を提供することを要しない。

一 法第六十九条の二の規定により買戻しの特約に関する登記の抹消を申請する場合

二 所有権の保存の登記を申請する場合(敷地権付き区分建物について法第七十四条第二項の規定により所有権の保存の登記を申請する場合を除く。)

三 法第一百一十一条第一項の規定により民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十三条第一項の規定による処分禁止の登記(保全仮登記)とともにしたものを除く。次号において同じ。に後れる登記の抹消を申請する場合

四 法第一百一十一条第二項において準用する同条第一項の規定により処分禁止の登記に後れる登記の抹消を申請する場合

五 法第十三条の規定により保全仮登記とともにした処分禁止の登記に後れる登記の抹消を申請する場合

(登記名義人が登記識別情報を提供しなければならない登記等)

第八条 法第二十二條の政令で定める登記は、次のとおりとする。ただし、確定判決による登記を除く。

一 所有権の登記がある土地の合筆の登記

二 所有権の登記がある建物の合体による登記等

三 所有権の登記がある建物の合併の登記

四 共有物分割禁止の定めに係る権利の変更の登記

五 所有権の移転の登記がない場合における所有権の登記の抹消

六 質権又は抵当権の順位の変更の登記

七 民法第三百九十八条の十四第一項ただし書（同法第六十一條において準用する場合を含む。）の定める登記

八 信託法（平成十八年法律第八十八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登記

九 仮登記の登記名義人が単独で申請する仮登記の抹消

二 前項の登記のうち次の各号に掲げるもの申請については、当該各号に定める登記識別情報を提供すれば足りる。

一 所有権の登記がある土地の合筆の登記 当該合筆に係る土地のうちいずれか一筆の土地の所有権の登記名義人の登記識別情報

二 登記名義人が同一である所有権の登記がある建物の合体による登記等 当該合体に係る建物のうちいずれか一個の建物の所有権の登記名義人の登記識別情報

三 所有権の登記がある建物の合併の登記 当該合併に係る建物のうちいずれか一個の建物の所有権の登記名義人の登記識別情報

第九條 第七條第一項第六号の規定により申請情報と併せて住所を証する情報（住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する情報を含む。以下この条において同じ。）を提供しなければならないものとされている場合において、その申請情報と併せて法務省令で定める情報を提供したときは、同号の規定にかかわらず、その申請情報と併せて当該住所を証する情報を提供することを要しない。

第三章 電子情報処理組織を使用する方法による登記申請の手続

第十條 電子情報処理組織を使用する方法（法第十八條第一号の規定による電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。）により登記を申請するときは、法務省令で定めるところにより、申請情報と併せて添付情報を送信しなければならない。

第十一條 電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請する場合において、登記事項証明書と併せて提供しなければならないものとされているときは、法務大臣の定めるところに従い、登記事項証明書の提供に代えて、登記官が電気通信回線による登記情報の提供に関する法

律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報の送信を同法第三条第二項に規定する指定法人から受けるために必要な情報を送信しなければならない。

第十二條 電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請するときは、申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行わなければならない。

第十三條 前条第二項の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により表示に関する登記を申請する場合において、当該申請の添付情報（申請人又はその代表者若しくは代理人が作成したもの並びに土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図を除く。）が書面に記載されているときは、当該書面に記載された情報を電磁的記録に記録したものを添付情報とすることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該電磁的記録を作成した者による電子署名が行われているものでなければならない。

第十四條 電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請する場合において、電子署名が行われている情報を送信するときは、電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。）であつて法務省令で定めるものを併せて送信しなければならない。

第十五條 書面を提出する方法（法第十八條第二号の規定により申請情報を記載した書面（法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は

一部を記録した磁気ディスクを含む。）を登記所に提出する方法をいう。）により登記を申請するときは、申請情報を記載した書面に添付情報を記載した書面（添付情報のうち電磁的記録で作成されているものにあつては、法務省令で定めるところにより当該添付情報を記録した磁気ディスクを含む。）を添付して提出しなければならない。この場合において、第十二條第二項及び前条の規定は、添付情報を記録した磁気ディスクを提出する場合について準用する。

第十六條 申請人又はその代表者若しくは代理人は、法務省令で定める場合を除き、申請情報を記載した書面に記名押印しなければならない。前項の場合において、申請情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。次条第一項において同じ。）又は登記官が作成するものに限る。以下同じ。）を添付しなければならない。

第十七條 前項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。官庁又は公署が登記の囑託をする場合においては、第二項の規定は、適用しない。

第十八條 第一項及び第十四條の規定は、法務省令で定めるところにより申請情報の全部を記録した磁気ディスクを提出する方法により登記を申請する場合について準用する。

第十九條 第七條第一項第一号又は第二号に掲げる情報を記載した書面であつて、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

第二十條 前項の規定は、官庁又は公署が登記の囑託をする場合には、適用しない。

第二十一條 代理人の権限を証する情報を記載した書面（記名押印等）

証する情報を記載した書面に記名押印しなければならない。復代理人によつて申請する場合における代理人についても、同様とする。

第二十二條 前項の場合において、代理人（復代理人を含む。）の権限を証する情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第二十三條 前項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。

第二十四條 第二項の規定は、官庁又は公署が登記の囑託をする場合には、適用しない。

第二十五條 第七條第一項第五号ハ若しくは第六号の規定又はその他の法令の規定により申請情報と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、その作成者が記名押印しなければならない。

第二十六條 前項の書面には、官庁又は公署の作成に係る場合その他法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第五章 雑則

第二十七條 第七條第一項第五号ハ若しくは第六号の規定又はその他の法令の規定により申請情報と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、その作成者が記名押印しなければならない。

第二十八條 前項の書面には、官庁又は公署の作成に係る場合その他法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第二十九條 第七條第一項第五号ハ若しくは第六号の規定又はその他の法令の規定により申請情報と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、その作成者が記名押印しなければならない。

第三十條 前項の書面には、官庁又は公署の作成に係る場合その他法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第三十一條 第七條第一項第五号ハ若しくは第六号の規定又はその他の法令の規定により申請情報と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、その作成者が記名押印しなければならない。

第三十二條 前項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。

第三十三條 第二項の規定は、官庁又は公署が登記の囑託をする場合には、適用しない。

第三十四條 第七條第一項第五号ハ若しくは第六号の規定又はその他の法令の規定により申請情報と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、その作成者が記名押印しなければならない。

第三十五條 前項の書面には、官庁又は公署の作成に係る場合その他法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第三十六條 第七條第一項第五号ハ若しくは第六号の規定又はその他の法令の規定により申請情報と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、その作成者が記名押印しなければならない。

第三十七條 前項の書面には、官庁又は公署の作成に係る場合その他法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第三十八條 第七條第一項第五号ハ若しくは第六号の規定又はその他の法令の規定により申請情報と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、その作成者が記名押印しなければならない。

第三十九條 前項の書面には、官庁又は公署の作成に係る場合その他法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第四十條 第七條第一項第五号ハ若しくは第六号の規定又はその他の法令の規定により申請情報と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、その作成者が記名押印しなければならない。

第四十一條 前項の書面には、官庁又は公署の作成に係る場合その他法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第四十二條 第七條第一項第五号ハ若しくは第六号の規定又はその他の法令の規定により申請情報と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、その作成者が記名押印しなければならない。

第四十三條 前項の書面には、官庁又は公署の作成に係る場合その他法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

て、当該他の権利の全部又は一部が登記されてい

六 同一の不動産に関し同時に二以上の申請がされた場合（法第十九条第二項の規定により同時にされたものとみなされるときを含む。）において、申請に係る登記の目的である権利が相互に矛盾するときは、

七 申請に係る登記の目的である権利が同一の不動産について既にされた登記の目的である権利と矛盾するときは、

八 前各号に掲げるもののほか、申請に係る登記が民法その他の法令の規定により無効とされることが申請情報若しくは添付情報又は登記記録から明らかであるとき、

第二十一条 法第二百一十一条の政令で定める図面は、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図とする。

2 法第四百九条第一項の政令で定める図面は、筆界調査委員が作成した測量図その他の筆界特定の手続において測量又は実地調査に基づいて作成された図面（法第四百三十三条第二項の図面を除く。）とする。

（登記識別情報に関する証明）

第二十二條 登記名義人又はその相続人その他の一般承継人は、登記官に対し、手数料を納付して、登記識別情報が有効であることの証明その他の登記識別情報に関する証明を請求することができる。

2 法百九十九条第三項及び第四項の規定は、前項の請求について準用する。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の証明に關し必要な事項は、法務省令で定める。

（事件の送付）

第二十三條 法百五十七條第二項の規定による事件の送付は、審査請求書の正本によつてする。

（意見書の提出等）

第二十四條 法百五十七條第二項の意見を記載した書面（次項において「意見書」という。）は、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十一条第二項に規定する審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなればならない。

2 法百五十七條第二項後段の規定による意見書の送付は、意見書の副本によつてする。

（行政不服審査法施行令の規定の読替え）

第二十五條 法百五十六條第一項の審査請求に關する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、同令第六條第二項中「法第二十九條第五項」とあるのは「不動産登記法（平成十六年法律第二百三十三号）第五十七條第六項の規定により読み替えて適用する法第二十九條第五項」と、「弁明書の送付」とあるのは「不動産登記法第五十七條第二項に規定する意見書の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二十四條第一項に規定する意見書の副本」とする。

第二十六條 この政令（第二条第七号を除く。）に規定する登記の申請に関する法の規定には当該規定を法第六條第二項において準用する場合を含むものとし、この政令中「申請」、「申請人」と及び「申請情報」にはそれぞれ囑託、囑託者及び囑託情報を含むものとする。

第二十七條 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の施行に關し必要な事項は、法務省令で定める。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

（経過措置）

第二条 第三章の規定は、法附則第六條第一項の指定の日から当該指定に係る登記手続について適用する。

2 法附則第六條第一項の規定による指定がされるまでの間、各登記所の登記手続についてこの政令の規定の適用については、第三條第十二号中「登記識別情報を提供することができない」とあるのは「登記済証を提出することができない」と、第八條第二項中「登記識別情報を提供すれば」とあるのは「法による改正前の不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号。以下「旧法」という。）第六十條第一項若しくは第六十一條の規定により還付され、若しくは交付された登記済証（法附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされた登記の申請について旧法第六十條第一項又は第六十一條の規定により還付され、又は交付された登記済証を含む。）又は法附則第六條第三項の規定により

読み替えて適用される法第二十一条若しくは第二百七條第二項の規定により交付された登記済証（以下この項において「登記済証」と総称する。）を提出すれば」と、「登記名義人の登記識別情報」とあるのは「登記名義人の登記済証」とする。

3 法附則第六條第一項の規定による指定を受け

た登記手続において、同項の規定による指定がされた後、法による改正前の不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号。以下「旧法」という。）第六十條第一項若しくは第六十一條の規定により還付され、若しくは交付された登記済証（法附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされた登記の申請について旧法第六十條第一項又は第六十一條の規定により還付され、又は交付された登記済証を含む。）又は法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第二十一条若しくは第二百七條第二項の規定により交付された登記済証を提出して登記の申請がされたときは、登記識別情報が提供されたものとみなして、第八條第二項の規定を適用する。

第三条 この政令の施行の日が民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十二号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第七條第一項の規定の適用については、別表の二十六の項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四百八條第一項に規定する除権決定」とあるのは「公示催告手続二関スル法律（明治二十三年法律第二十九号）第七百六十九條第一項に規定する除権判決」と、「非訟事件手続法第六十條第一項の規定により」とあるのは「公示催告手続二関スル法律第七百八十四條第一項の規定により」と、「宣言する除権決定」とあるのは「宣言する除権判決」とする。

第四条 民法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第九十九号）附則第五條第一項の規定による分割による権利の変更の登記の申請においては、第三條第一号から第八号まで、第十一号イ、ロ及びニ並びに第十二号に掲げる事項のほか、法第八十三條第一項第二号及び第三号並びに法第八十八條第二項第一号から第三号までに掲げる登記事項を申請情報の内容とする。

（添付情報の提供方法に関する特例）

第五条 電子情報処理組織を使用する方法により登記の申請をする場合において、添付情報（登記識別情報を除く。以下同じ。）が書面に記載されているときは、第十条及び第十二條第二項の規定にかかわらず、当分の間、当該書面を登記所に提出する方法により添付情報を提供することができる。

2 前項の規定により添付情報を提供する場合に、その旨をも法第十八條の申請情報の内容とする。

3 第十七條及び第十九條の規定は第一項の規定により添付情報を提供する場合について、第十八條の規定は同項の規定により委任による代理人（復代理人を含む。）の権限を証する情報を提供する場合について、それぞれ準用する。

4 第一項の規定により書面を提出する方法により当該登記原因を証する情報を提供するとき、法務省令で定めるところにより、申請情報と併せて当該書面に記載された情報を記録した電磁的記録を提供しなければならない。この場合においては、第十二條第二項の規定は、適用しない。

附則（平成一七年三月九日政令第三十七号）  
この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年一月七日政令第三十七号）  
この政令は、不動産登記法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十日）から施行する。

附則（平成一九年七月一三日政令第二〇七号）  
この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附則（平成一九年一月二七日政令第三九〇号）  
この政令は、平成二十年一月一日から施行する。

附則（平成二〇年一月一日政令第一号）  
（施行期日）  
1 この政令は、平成二十年一月十五日（附則第三項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）







<p>十 建物の登記区分後又は合併後の建物の登記</p>	<p>イ 分割後、合併後又は合併前の建物の登記又は建条第八号(ロ)に掲げる事項</p>	<p>イ 当該分割後、合併後又は合併前の建物の登記又は建条第八号(ロ)に掲げる事項</p>	<p>イ 当該分割後、合併後又は合併前の建物の登記又は建条第八号(ロ)に掲げる事項</p>	<p>設定したことを証する情報 (2) 敷地権の目的である土地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、当該土地の登記事項証明書</p>
<p>十 共用部分の登記又は団地共有部分の登記</p>	<p>イ 団地共有部分の登記又は団地共有部分の登記</p>	<p>イ 団地共有部分の登記又は団地共有部分の登記</p>	<p>イ 団地共有部分の登記又は団地共有部分の登記</p>	<p>(3) 敷地権の目的である土地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、当該土地の登記事項証明書 証する情報</p>
<p>十 団地共有部分の登記</p>	<p>イ 団地共有部分の登記</p>	<p>イ 団地共有部分の登記</p>	<p>イ 団地共有部分の登記</p>	<p>二 口の権利に関する登記に係る権利が抵当証券の発行されているときは、当該抵当証券</p>
<p>十 建物の表登記又は附屬登記</p>	<p>イ 表題部所有者と規定により目的となる土地の所在する市、区、郡、町、村及び字ハ、並びに当該土地の地番、地積及び地積の種類及び割合</p>	<p>イ 表題部所有者と規定により目的となる土地の所在する市、区、郡、町、村及び字ハ、並びに当該土地の地番、地積及び地積の種類及び割合</p>	<p>イ 表題部所有者と規定により目的となる土地の所在する市、区、郡、町、村及び字ハ、並びに当該土地の地番、地積及び地積の種類及び割合</p>	<p>二 法第五十変更後又は更八条第五正後の登記事項に規定する変更の登記又は更正の登記</p>



<p>二 登記名義人の氏名は更正後の氏名若しくは若しくは名若しくは住所又は住所に於て変更する市町村長、登記官の登記又は更正の登記は、法人識別事項（法人</p>	<p>二 法第六十三項に規定する相続又は法人の合併による権利の移転の登記</p>	<p>権利に関する登記に共通する事項</p>	<p>存するときは、次に掲げる情報 (一) 敷地権の目的である土地が区分所有法第五条第一項の規定により建物の敷地となった土地であるときは、同項の規定を設けられたことを証する情報 (二) 敷地権が区分所有法第二十二條第二項ただし書の規約で定められている割合によるものであるときは、当該規約を設けたことを証する情報 (三) 敷地権の目的である土地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、当該土地の登記事項証明書</p>
<p>二 登記名義人の氏名は更正後の氏名若しくは若しくは名若しくは住所又は住所に於て変更する市町村長、登記官の登記又は更正の登記は、法人識別事項（法人</p>	<p>二 法第六十三項に規定する相続又は法人の合併による権利の移転の登記</p>	<p>権利に関する登記に共通する事項</p>	<p>識別事項が既にあっては、これに登記されて代わるべき情報 ハ 変更後の所有権の登記名義人の住所が国内にないときは、国内連絡先事項（国内連絡先事項が既に登記されているときを除く。）</p>
<p>二 登記名義人の氏名は更正後の氏名若しくは若しくは名若しくは住所又は住所に於て変更する市町村長、登記官の登記又は更正の登記は、法人識別事項（法人</p>	<p>二 法第六十三項に規定する相続又は法人の合併による権利の移転の登記</p>	<p>権利に関する登記に共通する事項</p>	<p>(一) 所有権利害関係を有する抵当権の登記名義人当証券の所持人又は人であるときは、当該第三者は、法人識別者の承諾を証する事項 (二) 所有権情報又は当該第三者の登記名義人に対する裁判があったこととなる者が国を証する情報 ハ ロの第三者が国内に住所を有することを証する情報 国内連絡先事項 裏書人であるときは、当該抵当証券 二 抵当証券が発行されている抵当権の変更の登記又は更正の登記を申請するときは、当該抵当証券</p>
<p>二 登記名義人の氏名は更正後の氏名若しくは若しくは名若しくは住所又は住所に於て変更する市町村長、登記官の登記又は更正の登記は、法人識別事項（法人</p>	<p>二 法第六十三項に規定する相続又は法人の合併による権利の移転の登記</p>	<p>権利に関する登記に共通する事項</p>	<p>後の二年分の利息その他の定期金（債務不履行を含む。）の完全な弁済があったことを証する情報 (二) 共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する情報 二 法第七十條第四項後段の規定により登記権利者が単独で先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請するときは、次に掲げる情報 (一) 被担保債権の弁済期を証する情報 (二) 共同して登記の抹消の申請をすべき法人の解散の日を証する情報 (三) 法第七十條第二項に規定する方法</p>



三 表題登記 の登記	十 が ない 建 物の 登記	三 表題登記 の登記	十 が ない 建 物の 登記	三 表題登記 の登記	十 が ない 建 物の 登記	三 表題登記 の登記	十 が ない 建 物の 登記
<p>他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）</p>							
<p>イ 登記原因を証する情報 ロ 法第六十三条第三項の規定により登記権利者が単独で申請するときは、相続があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合は、これに代わるべき情報）及び遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）によって所有権を取得したことを証する情報 ハ 登記名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合は、これに代わるべき情報）</p>							

<p>分の制限の登記</p>	<p>イ 敷地権の目的となる土地</p>	<p>ハ 当該表題登記が区分建物に属する土地</p>	<p>ロ 敷地権の登記名義人が当該区分建物の所有者であり、かつ、区分所有法第二十二</p>	<p>条第一項ただし書の規約における別段の定めがあること</p>	<p>その他の事由により当該所有権、地上権又は賃借権が当該区分建物の敷地権とならないときは、当該事由を証する情報</p>	<p>二 当該表題登記がない建物がある区分建物であるときは、次に掲げる情報</p>	<p>（一）敷地権の目的である土地が区分所有法第五条第一項の規定により建物の敷地となつた土地であるときは、同項の規約を設定したことを証する情報</p>
<p>（二）敷地権が区分所有法第二十二條第二項ただし書の規約で定められている割合によるものであるときは、当該規約を設定したことを証する情報</p> <p>（三）敷地権の目的である土地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、当該土地の登記事項証明書</p>							

<p>用益権に関する登記</p>	<p>三 地上権の登記</p>	<p>イ 借地借家法（平成三十一年法律第九十号）</p>	<p>ロ 借地借家法第二十三條第一項又は第二項に規定する借地権に当たる地上権の設定にあつては、同</p>	<p>条第三項の公正証書の謄本（登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本が提供されたときを除く。）</p>	<p>ハ 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）第七條第一項の定めがある地上権の設定にあつては、同条第三</p>	<p>項の書面又は同条第四項の電磁的記録（登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本が提供されたときを除く。）</p>	<p>ニ イからハまでに規定する地上権の設定以外の場合にあつ</p>
------------------	-----------------	------------------------------	--	---	---	--	------------------------------------

<p>三 永小作権の設定の各号に掲げる登記事項</p>	<p>四 承役地に法第八十條第一項について、一項各号に掲げる登記事項</p>	<p>五 承役地の設定の（同項第一号に掲げる登記事項）</p>	<p>六 地役権の変更後の法第八十條第一項各号に掲げる登記事項</p>	<p>三 地役権の変更後の法第八十條第一項各号に掲げる登記事項</p>	<p>十 正の登記</p>	<p>三 永小作権の設定の各号に掲げる登記事項</p>	<p>十 承役地に法第八十條第一項について、一項各号に掲げる登記事項</p>
<p>ては、登記原因を証する情報</p> <p>イ 登記原因を証する情報 ロ 要役地が他の登記所の管轄区域内にあり、かつ、当該要役地の登記事項証明書に当該要役地の登記原因を証する情報があるときは、当該要役地の登記事項証明書</p> <p>ニ 付記登記によつてする地役権の変更の登記又は更正の登記を申請する場合において、登記上の利害関係を有する第三者（地役権の変更の登記又は更正の登記につき利害関係を有する抵当証券の所持人又は裏書人を含む。）があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作</p>							

<p>三 賃借権の 法第八十一 条</p>	<p>七 消 地役権の 抹</p>	<p>三 地役権の 抹</p>
<p>八 十 記 設定の 登記事項</p>	<p>イ 借地借家法第二十二條第一項前段の定めがある賃借権の設定にあっては、同項後段の書面又は同条第二項の電磁的記録及びその他の登記原因を証する情報（登記原因を証する情報として執行力のあつた確定判決の判決書の正本が提供されたときを除く。）</p>	<p>成した情報又は当該第三者に対抗することができない裁判があつたことを証する情報 ホ 一の第三者が抵当証券の所持人又は裏書人であるときは、当該抵当証券</p>

二項に規定する借地権に当たる賃借権の設定にあっては、同条第三項の公正証書の謄本（登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本が提供されたときを除く。）

ハ 借地借家法第三十八條第一項前段の定めがある賃借権の設定にあっては、同項前段の書面又は同条第二項の電磁的記録（登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本が提供されたときを除く。）

ニ 借地借家法第三十九條第一項の規定による定めのある賃借権の設定にあっては、同条第二項の書面又は同条第三項の電磁的記録及びその他の登記原因を証する情報（登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本が提供されたときを除く。）

ホ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五十二條第一項の定めがある賃借権の設定にあっては、同項の書面又は同条第二項の電磁的記録（登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本が提供されたときを除く。）

<p>三 賃借物の 法第八十一 条</p>	<p>九 十 記 転賃物の 登記事項</p>
<p>イ 登記原因を証する情報</p>	<p>が提供されたときを除く。） へ 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第一項の定めがある賃借権の設定にあっては、同条第三項の書面又は同条第四項の電磁的記録（登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本が提供されたときを除く。） ト 建物が配偶者居住権の登記のある建物であるときは、当該建物の所有者が賃借権の設定の登記の登記名義人となる者に当該建物の使用又は収益をさせることを承諾したことを証する当該所有者が作成した情報（当該登記名義人となる者に当該建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定めのある登記がある場合を除く。） チ イからトまでに規定する賃借権の設定以外の場合にあっては、登記原因を証する情報</p>

<p>四 先の特権 の保存の 法第八十 三の項 の登記 事項（同 項の登記 事項） 及び 四の項 の登記 事項（同 項の登記 事項） を除く。）</p>	<p>四 探石権 の法第八 十二條 の登記 事項</p>	<p>四 配偶者居 住の法第 八十一條 の登記 事項</p>	<p>十 移 賃借権 の登</p>
<p>登記原因を証する情報</p>	<p>登記原因を証する情報</p>	<p>登記原因を証する情報</p>	<p>イ 登記原因を証する情報 ロ 賃借人が賃借権の譲渡を承諾したことを証する当該賃借人が作成した情報又は借地借家法第十九條第一項前段若しくは第二十條第一項前段若しくは大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第五條第一項前段に規定する承諾に代わる許可があつたことを証する情報（賃借権の譲渡を許す旨の定めのある登記があるときを除く。）</p>

の第三号及び第八号に掲げる事項を含み、不動産工事の先の特権の保存の登記にあっては、法第十三条第一項の債権額は工事費用の予算額とする。一又は二以上の不動産に関する権利を目的とする先取特権の保存の登記をした後、同一の債権の担保として他の一又は二以上の不動産に関する権利を目的とする先取特権の登記を申請するときは、前の登記に係る次に掲げる事項（申請を受ける登記所に当該前の登記に係る共同担保目録がある場合）には、法務省令で定める事項（一）土地にあっては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番

<p>（二）建物にあっては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号</p> <p>（三）順位事項</p>	<p>四 建物新築する場合（第三号を口新築する建物の不動産を除く。）に掲げ設計書（図面を含む工事の先取特権の（同項第一号の）の内容を証する）の債権額は工事費用の予算額とする。</p> <p>ロ 新築する建物の所在することとなる市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに土地の地番（区分建物となる建物にあっては、当該建物が属する一棟の建物の所在することとなる市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）</p>
--	---

<p>四 所有権の登記がある建物の（第三号を口新築する附属建物を除く。）に掲げ物の設計書（図面を）の新築する場合（同項第一号の）の債権額は工事費用の予算額とする。</p> <p>ロ 新築する附属建物の所在することとなる市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物となる建物にあっては、当該建物が属する一棟の建物の所在することとなる市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）</p>	<p>四 所有権の登記がある建物の（第三号を口新築する附属建物を除く。）に掲げ物の設計書（図面を）の新築する場合（同項第一号の）の債権額は工事費用の予算額とする。</p> <p>ロ 新築する附属建物の所在することとなる市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物となる建物にあっては、当該建物が属する一棟の建物の所在することとなる市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）</p>
---	---

<p>四 債権の一部は譲渡又は代位弁済の目的である債権</p> <p>五 債権の一部は譲渡又は代位弁済の目的である債権</p>	<p>四 債権の一部は譲渡又は代位弁済の目的である債権</p> <p>五 債権の一部は譲渡又は代位弁済の目的である債権</p>
<p>六 債権の一部は譲渡又は代位弁済の目的である債権</p> <p>七 債権の一部は譲渡又は代位弁済の目的である債権</p>	<p>六 債権の一部は譲渡又は代位弁済の目的である債権</p> <p>七 債権の一部は譲渡又は代位弁済の目的である債権</p>

ての第三条第七号及び第八号に掲げる事項を含む。）  
 口 法第九十五号に掲げる登記事項  
 ハ 一又は二以上の不動産に関する権利を目的とする質権の設定又は転賃の設定又は質権の設定をした後、同一の債権の担保として他の一又は二以上の不動産に関する権利を目的とする質権の設定又は転賃の設定又は質権の設定をしたとき、は、前記に掲げる事項  
 一 民法第三百六十一条において準用する同法第九十八條の十六の登記をしたものに限る。）をのし

七十四	根質権の登記	地番並びに当該建物の家屋番号（3）順位事項	民法第九十五号に掲げる権利を目的とする登記事項 口 法第九十五号に掲げる権利を目的とする登記又は二以上の不動産に関する権利を目的とする根質権の設定の登記（民法第三百六十一条において準用する同法第九十八條の十六の登記をしたものに限る。）をのし
-----	--------	-----------------------	---

八十四	債権の一部の譲渡又は代位弁済がされた場合における質権又は転賃権	た後、同一の債権の担保として他の一又は二以上の不動産に関する権利を目的とする根質権の設定の登記及び同条の登記を申請するときは、前の登記に係る次に掲げる事項 （1）土地にあっては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに土地の地番並びに当該建物の家屋番号（3）順位事項（4）申請を受ける登記所に共同担保目録があるときは、法務省令で定める事項
-----	---------------------------------	--

九十四	質の移転の登記	民法第九十五号に掲げる権利を目的とする登記又は二以上の不動産に関する権利を目的とする根質権の設定の登記（民法第三百六十一条において準用する同法第九十八條の十六の登記をしたものに限る。）をのし
-----	---------	---



<p>民法第三 百六十一 条におい て準用す る同法第 三十九 八条の二 第十項 第三号の 規定によ り根質権 の担保す べき元本 が確定し た場合の 登記（法 第九十五 条第二項 において 準用する 法第九十 三条の規 定により 登記名義 人が単独 で申請す るもの に限る。）</p>	<p>権の担保 すべき元 本が確定 した場合 の登記 （法第九 十五條第 二項にお いて準用 する法第 九十三條 の規定に より登記 名義人が 単独で申 請するも のに限る 。）</p>
	<p>民事執行法（昭和五 十四年法律第四号） 第四十九條第二項 （同法第八十八條に おいて準用する場合 を含む。）の規定によ る催告又は国税徴収 法（昭和三十四年法 律第四百七十七号）第 五十五條（同條の例 による場合を含む。） の規定による通知を 受けたことを証する 情報</p>

<p>民法第三 百六十一 条におい て準用す る同法第 三十九 八条の二 第十項 第四号の 規定によ り根質権 の担保す べき元本 が確定し た場合の 登記（法 第九十五 条第二項 において 準用する 法第九十 三条の規 定により 登記名義 人が単独 で申請す るもの に限る。）</p>	<p>債務者又は根質権設 定者について破産手 続開始の決定があつ たことを証する情報</p>
--	--

<p>民法第三 百六十一 条におい て準用す る同法第 三十九 八条の二 第十項 第四号の 規定によ り根質権 の担保す べき元本 が確定し た場合の 登記（法 第九十五 条第二項 において 準用する 法第九十 三条の規 定により 登記名義 人が単独 で申請す るもの に限る。）</p>	<p>民法第三 百六十一 条におい て準用す る同法第 三十九 八条の二 第十項 第四号の 規定によ り根質権 の担保す べき元本 が確定し た場合の 登記（法 第九十五 条第二項 において 準用する 法第九十 三条の規 定により 登記名義 人が単独 で申請す るもの に限る。）</p>
--	--

<p>民法第三 百六十一 条におい て準用す る同法第 三十九 八条の二 第十項 第四号の 規定によ り根質権 の担保す べき元本 が確定し た場合の 登記（法 第九十五 条第二項 において 準用する 法第九十 三条の規 定により 登記名義 人が単独 で申請す るもの に限る。）</p>	<p>民法第三 百六十一 条におい て準用す る同法第 三十九 八条の二 第十項 第四号の 規定によ り根質権 の担保す べき元本 が確定し た場合の 登記（法 第九十五 条第二項 において 準用する 法第九十 三条の規 定により 登記名義 人が単独 で申請す るもの に限る。）</p>
--	--



<p>郡、町、村及び字並びに当地番並びに当該建物の家屋番号</p> <p>(2) 建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の番号</p> <p>(3) 順位事項</p> <p>(4) 申請を受ける登記所に共同担保目録があるときは、法務省令で定める事項</p>	<p>五 債権の一部譲渡又は代位弁済の額</p> <p>七 債権の譲渡又は代位弁済の額</p> <p>八 債権の譲渡又は代位弁済の額</p>	<p>五 民法第三百九十三条の規定による代位の登記</p> <p>五 民法第三百九十三条の規定による代位の登記</p> <p>五 民法第三百九十三条の規定による代位の登記</p>
---	--	---

<p>条第七号及び第八号に掲げる事項を含む所の管轄区域内にある不動産に関するものは、当該不動産に当る土地の地番</p> <p>(2) 建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の番号</p> <p>(3) 順位事項</p> <p>(4) 申請を受ける登記所に共同担保目録があるときは、法務省令で定める事項</p>	<p>五 債権の一部譲渡又は代位弁済の額</p> <p>七 債権の譲渡又は代位弁済の額</p> <p>八 債権の譲渡又は代位弁済の額</p>	<p>五 民法第三百九十三条の規定による代位の登記</p> <p>五 民法第三百九十三条の規定による代位の登記</p> <p>五 民法第三百九十三条の規定による代位の登記</p>
---	--	---

<p>条第七号及び第八号に掲げる事項を含む所の管轄区域内にある不動産に関するものは、当該不動産に当る土地の地番</p> <p>(2) 建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の番号</p> <p>(3) 順位事項</p> <p>(4) 申請を受ける登記所に共同担保目録があるときは、法務省令で定める事項</p>	<p>五 債権の一部譲渡又は代位弁済の額</p> <p>七 債権の譲渡又は代位弁済の額</p> <p>八 債権の譲渡又は代位弁済の額</p>	<p>五 民法第三百九十三条の規定による代位の登記</p> <p>五 民法第三百九十三条の規定による代位の登記</p> <p>五 民法第三百九十三条の規定による代位の登記</p>
---	--	---

<p>条第七号及び第八号に掲げる事項を含む所の管轄区域内にある不動産に関するものは、当該不動産に当る土地の地番</p> <p>(2) 建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の番号</p> <p>(3) 順位事項</p> <p>(4) 申請を受ける登記所に共同担保目録があるときは、法務省令で定める事項</p>	<p>五 債権の一部譲渡又は代位弁済の額</p> <p>七 債権の譲渡又は代位弁済の額</p> <p>八 債権の譲渡又は代位弁済の額</p>	<p>五 民法第三百九十三条の規定による代位の登記</p> <p>五 民法第三百九十三条の規定による代位の登記</p> <p>五 民法第三百九十三条の規定による代位の登記</p>
---	--	---

<p>民法第三十 六の二に 係る申請 の年月日 及び受付 番号並び に登記原 因及びそ の日に付 して譲り 渡す場合 の登記</p>	<p>域内にある不 動産に関する ものは、当該 ときは、当該 不動産につ いて第三條第 七号及び第八 号に掲げる事 項を含む。 ハ 抵当権 (根抵当権を除 く。)の登記に あつては、法 第八十八條第 一項各号に掲 げる登記事項 ニ 根抵当権 の登記にあつ ては、法第八 十八條第二項 各号に掲げる 登記事項</p>
<p>民法第三 十の二に 係る申請 の年月日 及び受付 番号並び に登記原 因及びそ の日に付 して譲り 渡す場合 の登記</p>	<p>民法第三 十の二に 係る申請 の年月日 及び受付 番号並び に登記原 因及びそ の日に付 して譲り 渡す場合 の登記</p>
<p>民法第三 十の二に 係る申請 の年月日 及び受付 番号並び に登記原 因及びそ の日に付 して譲り 渡す場合 の登記</p>	<p>民法第三 十の二に 係る申請 の年月日 及び受付 番号並び に登記原 因及びそ の日に付 して譲り 渡す場合 の登記</p>
<p>民法第三 十の二に 係る申請 の年月日 及び受付 番号並び に登記原 因及びそ の日に付 して譲り 渡す場合 の登記</p>	<p>民法第三 十の二に 係る申請 の年月日 及び受付 番号並び に登記原 因及びそ の日に付 して譲り 渡す場合 の登記</p>

する場合において、申請人が受益者であるときは、次に掲げる情報  
 (1) 当該受益者が受益証券が発行されている受益権の受益者であるときは、当該受益権に係る受益証券  
 (2) 当該受益者が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十七条の二第一項に規定する振替受益権の受益者であるときは、当該受益者が同法第二百二十七条の二第三項の規定により交付を受けた書面又は同法第二百二十七条の規定により交付を受けた書面若しくは提供を受けた情報  
 (3) 当該受益者が信託法第八十五条第二項の定めのある受益権の受益者であるときは、同法第八十七条第一項の書面又は電磁的記録  
 ハ 信託の併合又は分割による権利の変更の登記を申請するときは、次に掲げる情報  
 (1) 信託の併合又は分割をしても従前の信託又は信託法第一百五十五条第一項第六号に規定する分割信託若しくは同法に規定する承継信託の規定する承継信託の規定する信託財産責

六十三号に掲げる方法に

任負担債務に係る債権を有する債権者を害するおそれのないときは、これを証する情報  
 (2) (1)に規定する場合以外の場合において、受託者において信託法第五十二条第二項、第五十六条第二項又は第六十条第二項の規定による公告及び催告(同法第五十五条第三項、第五十六条第三項又は第六十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は同法第五十二条第三項第二号に規定する電子公告)によつてした法人である受託者にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相対の財産を信託したこと又は当該信託の併合若しくは分割を害するおそれがないことを証する情報  
 信託法第四項第三項第一号に規定する公正証書等(公正証書については、その贈

のよつてきた信託の變更の登記  
 六 信託財産に属する不動産について受託者の任務の終了による権利の變更の登記  
 七 信託財産に属する不動産について受託者の任務の終了による権利の變更の登記  
 八 仮登記の抹消(法第百十條の規定により)の登記  
 九 登記原因を証する情報  
 十 仮登記の登記名義人が単独で申請するものに限る。

本)又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報  
 法第百條第一項に規定する事由により一部の受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報

イ 登記上の利害関係の有する第三者(本登記につき利害関係の有する抵当証券の所持人又は裏書人を含む)があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した情報  
 伊 登記原因を証する情報  
 ロ 仮登記の登記名義人の承諾を証する当該第三者が作成した情報

七 仮登記の抹消(法第百十條の規定により)の登記  
 八 登記原因を証する情報  
 九 仮登記の登記名義人の承諾を証する当該第三者が作成した情報又は当該第三者が対抗することができる裁判があつたことを証する情報  
 十 仮登記の登記名義人が単独で申請するものに限る。

七 民事保全法第五十一条の規定による処分禁止の登記(保全登記)とともにしたものを除く。に後れる

第十八条本文の規定により当該承諾に代えることができる同条本文に規定する差押えをしたこと及び清算金を供託したことを証する情報を含む。又は当該第三者に對抗することができるとを証する情報  
 ロ イの第三者が抵当証券の所持人又は裏書人であるときは、当該抵当証券を証する情報  
 伊 登記原因を証する情報  
 ロ 仮登記の登記名義人の承諾を証する当該登記名義人が作成した情報又は当該登記名義人に対抗することができる裁判があつたことを証する情報

民事保全法第五十九条第一項に規定する通知をしたことを証する情報  
 ハ 登記上の利害関係の有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した情報又は当該第三者が対抗することができる裁判があつたことを証する情報

<p>七国又は地 三地方公共団 体が登記 権利者と なる権利 に関する 登記（法 条第十六 項の規定 により官 署又は公 嘱託す るもの）</p>	<p>官庁又は公署が関与する登 記等</p>	<p>七保全仮登 記ととも 二にした 分禁止の 登記に後 の抹消 （法第百 十三條の 規定によ り仮処分 の債権者 が単独で 申請する ものに限 る。）</p>	<p>登記の抹 消（法第 百十一條 第一項第 二項にお いて準用 する場合 を含む。） の規定に より仮処 分の債権 者が単独 で申請す るものに 限る。）</p>
<p>イ 登記原因を証す る情報 ロ 登記義務者の承 諾を証する当該登記 義務者が作成した情 報</p>		<p>民事保全法第五十九 條第一項に規定する 通知をしたことを証 する情報</p>	

<p>七国又は地 三地方公共団 体が登記 権利者と なる権利 に関する 登記（法 条第十六 項の規定 により官 署又は公 嘱託す るもの）</p>	<p>官庁又は公署が関与する登 記等</p>	<p>七保全仮登 記ととも 二にした 分禁止の 登記に後 の抹消 （法第百 十三條の 規定によ り仮処分 の債権者 が単独で 申請する ものに限 る。）</p>	<p>登記の抹 消（法第 百十一條 第一項第 二項にお いて準用 する場合 を含む。） の規定に より仮処 分の債権 者が単独 で申請す るものに 限る。）</p>
<p>イ 登記原因を証す る情報 ロ 登記義務者の承 諾を証する当該登記 義務者が作成した情 報</p>		<p>民事保全法第五十九 條第一項に規定する 通知をしたことを証 する情報</p>	<p>登記の抹 消（法第 百十一條 第一項第 二項にお いて準用 する場合 を含む。） の規定に より仮処 分の債権 者が単独 で申請す るものに 限る。）</p>
<p>七保全仮登 記ととも 二にした 分禁止の 登記に後 の抹消 （法第百 十三條の 規定によ り仮処分 の債権者 が単独で 申請する ものに限 る。）</p>	<p>官庁又は公署が関与する登 記等</p>	<p>民事保全法第五十九 條第一項に規定する 通知をしたことを証 する情報</p>	<p>登記の抹 消（法第 百十一條 第一項第 二項にお いて準用 する場合 を含む。） の規定に より仮処 分の債権 者が単独 で申請す るものに 限る。）</p>